

令和2年4月21日

家計急変等に対する支援策について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、政府により「緊急事態宣言」が全都道府県に拡大して発令されました。経済や雇用環境への影響が懸念されます。

県では、保護者等の失業、倒産や深刻な経営悪化等の家計急変により、生徒が就学又は修学継続が困難となった場合において、就学機会確保のため、各種の支援策を設けています。

つきましては、その内容及び利用方法等についてお知らせいたしますので、ご確認ください。

なお、学校のホームページからも『高校生対象の就修学支援制度のごあんない』『高校生対象の奨学金・資金貸付制度一覧』をご覧くださいことができます。

○活用可能な支援制度

(1) 授業料負担への支援【家計急変への授業料減免措置】

高等学校等就学支援金受給対象外となった者のうち、保護者等の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対し、県が授業料免除による緊急の支援（就学支援金の認定に反映されるまでの間、就学支援金と同等の支援）を行っています。

(2) 県教育文化事業団高等学校等奨学金制度（緊急採用）【貸与型奨学金】

公益財団法人群馬県教育文化事業団が行う高等学校等奨学金のうち、父母等の失職や破産、病気等による家計急変のため、修学が困難になった生徒を奨学生として緊急に採用し、奨学金を無利子で貸与する制度です。

〔貸与月額：国公立高等学校等生徒（自宅通学）1万8千円 など〕

(3) その他の奨学金制度【貸与型奨学金】

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金等の利用については、『高校生対象の就修学支援制度のごあんない』を参照してください。

(4) 学校徴収金（諸会費）

学校徴収金については、学校の事務室又は担任までご相談ください。